

令和3年8月11日からの大雨に伴う農業保険の対応について

1 対象者

令和3年8月11日からの大雨による災害に伴う災害救助法の適用により、収入保険の保険料等や、農業共済の共済掛金等の支払いが困難であることの申出を行った加入者及び加入予定者

※ 災害救助法対象範囲

岡谷市・諏訪市・辰野町・上松町・王滝村・木曾町 計6市町村に住所を有している農業者

2 特例内容

(1) 農業保険の払込期限の延長について

① 収入保険

保険料、積立金、事務費の支払期限を保険期間の開始する日から起算し11ヵ月を経過する日を限度に延長いたします。

② 農業共済

共済掛金の払込期限の延長をいたします。

ア 家畜共済、園芸施設共済

共済掛金等払込期限を、令和3年11月30日まで延長いたします。

イ 任意共済(建物共済、農機具損害共済、農機具更新共済)

共済掛金等払込期限を、令和3年11月30日まで延長いたします。

(2) 加入申請手続の柔軟な対応

対面での手続きが困難な方につきましては、電話での加入申込みを承ります。

なお、申請書類は後日提出いただきます。

詳しくは、下記までお問い合わせください。

諏訪支所 ☎0266-73-3211

上伊那支所 ☎0265-73-2221

木曾支所 ☎0264-24-2367

本所 ☎026-217-5809